

議案第 1 2 4 号

京丹後市観光情報施設条例等の一部改正について

京丹後市観光情報施設条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

使用料等について、京丹後市として統一した考え方で見直すため。

(別記)

京丹後市観光情報施設条例等の一部を改正する条例

(京丹後市観光情報施設条例の一部改正)

第 1 条 京丹後市観光情報施設条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 1 7 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を次のように改める。

(使用料の不還付)

第 1 1 条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

名称	位置
京丹後市峰山駅ギャラリー	京丹後市峰山町杉谷 9 9 2 番地の 2
京丹後市京丹後大宮駅ふれあいホール	京丹後市大宮町口大野 3 8 0 番地の 1
京丹後市網野駅網野観光情報センター	京丹後市網野町下岡 1 1 8 番地
京丹後市夕日ヶ浦木津温泉駅たちばなふれあいセンター	京丹後市網野町木津 7 1 番地の 1
京丹後市久美浜駅メモリアルゲート久美浜	京丹後市久美浜町 7 7 2 番地
京丹後市小天橋駅マリンゲート神野	京丹後市久美浜町浦明 2 2 0 番地

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

種別	区分	単位	使用料（円）
売店等の設置	売店等の占有面積が 1 m ² 以上 1 5 m ² 未満	1 月	5 , 0 0 0
	売店等の占有面積が 1 5 m ² 以上 3 0 m ² 未満	1 月	1 0 , 0 0 0
	売店等の占有面積が 3 0 m ² 以上 4 5 m ² 未満	1 月	1 5 , 0 0 0
	売店等の占有面積が 4 5 m ² 以上	1 月	2 0 , 0 0 0

備考

- 1 占有面積に 1 m²未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げて 1 m²とする。
- 2 利用の期間が 1 月未満の端数が生じる場合の使用料は、日割計算とし、その額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 3 電気、冷暖房その他の附帯設備を利用する場合の使用料の額は、この表の規定による額に当該附帯設備の利用に係る実費相当額を加算した額とする。
- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市集落センター条例の一部改正）

第2条 京丹後市集落センター条例（平成16年京丹後市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条中「市長が別に」を「規則で」に改め、第13条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金の収受）

第17条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

第12条第1号中「その他市長の定めるところに従い」を「及び規則を遵守し」に、「施設」を「センター」に、同条第2号中「施設、」を「センターの」に改め、同条を第16条とする。

第11条を次のように改め、同条を第15条とする。

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの施設内外の原状回復に関する業務
- (3) 第4条に規定する施設の利用の許可に関する業務

(4) センターの使用料の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第3条から第5条まで、第7条及び第8条並びに第11条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条中「入所者」を「入館者」に改め、同条を第14条とする。

第9条第1項中「前条」を「第8条」に改め、同条を第13条とする。

第3条中「京丹後市集落センター(以下「センター」という。)は、」を「市長は、京丹後市集落センター（以下「センター」という。）を」に改める。

第8条第1項第1号中「条例」の次に「又はこの条例に基づく規則」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用料（附属設備使用料を含む。以下同じ。）を納期限までに納付しないとき。

第8条の次に次の4条を加える。

（使用料）

第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（附属設備の使用料）

第10条 利用者は、附属設備の冷暖房設備及び暖房器具を利用したときは、実費相当分として別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第11条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等

の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第12条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

附則の次に別表として次の1表を加える。

別表（第9条、第10条、第17条関係）

1 五十河地区基幹集落センター使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 （8：30～18：00）	夜間 （18：00～22：00）
集会場	1時間	70	170
会議室	1時間	40	100
和室			

2 野間基幹集落センター使用料

利用施設	単位	使用料（円）
------	----	--------

		昼間 (8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0)	夜間 (1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)
和室 1	1 時間	4 0	1 0 0
和室 2			

3 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1 時間	利用する施設の 1 時間ごとの使用料の 2 分の 1 の額
暖房器具	1 台につき 1 時間	5 0

備考

- この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。
- 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(京丹後市久美浜婦人センター条例の一部改正)

第3条 京丹後市久美浜婦人センター条例（平成16年京丹後市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別表第1」を「別表」に改める。

第10条中「冷暖房等の附属設備」を「附属設備の冷暖房設備及び暖房器具」に、「別表第2」を「別表」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 婦人センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第17条第3項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に別表として次の1表を加える。

別表（第9条、第10条、第17条関係）

1 久美浜婦人センター使用料

利用施設	単位	使用料（円）
------	----	--------

		昼間 (8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0)	夜間 (1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)
集会場	1 時間	7 0	1 7 0
会議室	1 時間	4 0	1 0 0
和室			

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1 時間	利用する施設の 1 時間ごとの使用料の 2 分の 1 の額
暖房器具	1 台につき 1 時間	5 0

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。
- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に 1 0 円

未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。) とする。

(京丹後市久美浜林業センター条例の一部改正)

第4条 京丹後市久美浜林業センター条例（平成16年京丹後市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別表第1」を「別表」に改める。

第10条中「冷暖房等の附属設備」を「附属設備の冷暖房設備及び暖房器具」に、「別表第2」を「別表」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 林業センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第17条第3項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に別表として次の1表を加える。

別表（第9条、第10条、第17条関係）

1 久美浜林業センター使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 (8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0)	夜間 (1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)
集会場	1 時間	7 0	1 7 0
会議室	1 時間	4 0	1 0 0
和室			

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1 時間	利用する施設の 1 時間ごとの使用料の 2 分の 1 の額
暖房器具	1 台につき 1 時間	5 0

備考

- この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。
- 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2

6号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

(京丹後市久美浜農業センター条例の一部改正)

第5条 京丹後市久美浜農業センター条例(平成16年京丹後市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条中「別表第1」を「別表」に改める。

第10条中「冷暖房等の附属設備」を「附属設備の冷暖房設備及び暖房器具」に、「別表第2」を「別表」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 農業センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第17条第3項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に別表として次の1表を加える。

別表(第9条、第10条、第17条関係)

1 久美浜農業センター使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 (8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0)	夜間 (1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)
集会場	1 時間	7 0	1 7 0
会議室 1	1 時間	4 0	1 0 0
会議室 2			
和室			

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1 時間	利用する施設の 1 時間ごとの使用料の 2 分の 1 の額
暖房器具	1 台につき 1 時間	5 0

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。

- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市久美浜機業センター条例の一部改正）

第 6 条 京丹後市久美浜機業センター条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 1 0 条中「冷暖房等の附属設備」を「附属設備の冷暖房設備及び暖房器具」に、「別表第 2」を「別表」に改める。

第 1 1 条及び第 1 2 条を次のように改める。

（使用料の減免）

第 1 1 条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、第 9 条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第 1 2 条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 機業センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第 1 7 条第 3 項中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削り、附則の次に別表として次の 1 表を加える。

別表（第 9 条、第 10 条、第 17 条関係）

1 久美浜機業センター使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 （ 8 : 3 0 ～ 1 8 : 0 0 ）	夜間 （ 1 8 : 0 0 ～ 2 2 : 0 0 ）
集会場	1 時間	7 0	1 7 0
会議室 1	1 時間	4 0	1 0 0
会議室 2			
和室			

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1 時間	利用する施設の 1 時間ごとの使用料の 2 分の 1 の額
暖房器具	1 台につき 1 時間	5 0

備考

- この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満

の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。

- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市久美浜果樹センター条例の一部改正）

第7条 京丹後市久美浜果樹センター条例（平成16年京丹後市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別表第1」を「別表」に改める。

第10条中「冷暖房等の附属設備」を「附属設備の冷暖房設備及び暖房器具」に、「別表第2」を「別表」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

（使用料の減免）

第11条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第12条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 果樹センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第17条第3項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削り、附則の次に別表として次の 1 表を加える。

別表（第 9 条、第 10 条、第 17 条関係）

1 久美浜果樹センター使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 （ 8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0 ）	夜間 （ 1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 ）
会議室 1	1 時間	4 0	1 0 0
会議室 2			
和室			

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1 時間	利用する施設の 1 時間ごとの使用料の 2 分の 1 の額
暖房器具	1 台につき 1 時間	5 0

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満

の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。

- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市久美浜健康センター条例の一部改正）

第 8 条 京丹後市久美浜健康センター条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 1 0 条中「冷暖房等の附属設備」を「附属設備の冷暖房設備及び暖房器具」に、「別表第 2」を「別表」に改める。

第 1 1 条及び第 1 2 条を次のように改める。

（使用料の減免）

第 1 1 条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、第 9 条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第 1 2 条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 健康センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第 1 7 条第 3 項中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削り、附則の次に別表として次の 1 表を加える。

別表（第 9 条、第 10 条、第 17 条関係）

1 久美浜健康センター使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 (8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0)	夜間 (1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)
集会場	1 時間	7 0	1 7 0
会議室	1 時間	4 0	1 0 0
和室			

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1 時間	利用する施設の 1 時間ごとの使用料の 2 分の 1 の額
暖房器具	1 台につき 1 時間	5 0

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満

の端数がある場合の当該端数は、１時間とする。

- ４ 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に１０円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市久美浜ぎょそんセンター条例の一部改正）

第９条 京丹後市久美浜ぎょそんセンター条例（平成１６年京丹後市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第９条中「別表第１」を「別表」に改める。

第１０条中「冷暖房等の附属設備」を「附属設備の冷暖房設備及び暖房器具」に、「別表第２」を「別表」に改める。

第１１条及び第１２条を次のように改める。

（使用料の減免）

第１１条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、第９条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第１２条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（１） ぎょそんセンターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

（２） 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第１７条第３項中「別表第１及び別表第２」を「別表」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削り、附則の次に別表として次の 1 表を加える。

別表（第 9 条、第 1 0 条、第 1 7 条関係）

1 久美浜ぎょそんセンター使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 (8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0)	夜間 (1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0)
集会場	1 時間	7 0	1 7 0
会議室	1 時間	4 0	1 0 0
和室			

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1 時間	利用する施設の 1 時間ごとの使用料の 2 分の 1 の額
暖房器具	1 台につき 1 時間	5 0

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満

の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。

- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市久美浜福祉センター条例の一部改正）

第 1 0 条 京丹後市久美浜福祉センター条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 1 0 条中「冷暖房等の附属設備」を「附属設備の冷暖房設備及び暖房器具」に、「別表第 2」を「別表」に改める。

第 1 1 条及び第 1 2 条を次のように改める。

（使用料の減免）

第 1 1 条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、第 9 条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第 1 2 条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 福祉センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第 1 7 条第 3 項中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削り、附則の次に別表として次の 1 表を加える。

別表（第 9 条、第 10 条、第 17 条関係）

1 久美浜福祉センター使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 （ 8 : 3 0 ～ 1 8 : 0 0 ）	夜間 （ 1 8 : 0 0 ～ 2 2 : 0 0 ）
集会場	1 時間	7 0	1 7 0
会議室	1 時間	4 0	1 0 0
和室			

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1 時間	利用する施設の 1 時間ごとの使用料の 2 分の 1 の額
暖房器具	1 台につき 1 時間	5 0

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が 1 時間未満である場合又は当該時間数に 1 時間未満

の端数がある場合の当該端数は、1 時間とする。

- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市久美浜公会堂条例の一部改正）

第 1 1 条 京丹後市久美浜公会堂条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 1 0 条中「冷暖房等の附属設備」を「附属設備の暖房器具」に、「別表第 2」を「別表」に改める。

第 1 1 条及び第 1 2 条を次のように改める。

（使用料の減免）

第 1 1 条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、第 9 条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第 1 2 条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公会堂の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第 1 7 条第 3 項中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削り、附則の次に別表として次の 1 表を加える。

別表（第 9 条、第 10 条、第 17 条関係）

1 久美浜公会堂使用料

利用時間区分	単位	使用料（円）
昼間（８：３０～１８：００）	１時間	１１０
夜間（１８：００～２２：００）	１時間	２７０

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
暖房器具	１台につき １時間	５０

備考

- この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（１時間未満である場合又は当該時間数に １時間未満の端数がある場合の当該端数は、１時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の ２倍に相当する額とする。
- 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の ３倍に相当する額とする。
- 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が １時間未満である場合又は当該時間数に １時間未満の端数がある場合の当該端数は、１時間とする。
- 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 22

6号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の京丹後市観光情報施設条例により許可を受けている者の利用については、その利用許可の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の京丹後市集落センター条例の規定、第3条の規定による改正後の京丹後市久美浜婦人センター条例の規定、第4条の規定による改正後の京丹後市久美浜林業センター条例の規定、第5条の規定による改正後の京丹後市久美浜農業センター条例の規定、第6条の規定による改正後の京丹後市久美浜機業センター条例の規定、第7条の規定による改正後の京丹後市久美浜果樹センター条例の規定、第8条の規定による改正後の京丹後市久美浜健康センター条例の規定、第9条の規定による改正後の京丹後市久美浜ぎょそんセンター条例の規定、第10条の規定による改正後の京丹後市久美浜福祉センター条例の規定及び第11条の規定による改正後の京丹後市久美浜公会堂条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

京丹後市観光情報施設条例(平成16年京丹後市条例第179号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案																												
京丹後市観光情報施設条例 平成16年4月1日 条例第179号 第1条～第10条 (略) (使用料の不還付) <u>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> (2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができないとき。</u> 第12条～第14条 (略) 別表第1(第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>京丹後市峰山駅ギャラリー</td><td>京丹後市峰山町杉谷992番地の2</td></tr> <tr> <td>京丹後市_____大宮駅ふれあいホール</td><td>京丹後市大宮町口大野380番地の1</td></tr> <tr> <td>京丹後市_____網野観光情報センター</td><td>京丹後市網野町下岡118番地</td></tr> <tr> <td>京丹後市_____たちばなふれあいセンター</td><td>京丹後市網野町木津71番地の1</td></tr> <tr> <td>京丹後市_____メモリアルゲート久美浜</td><td>京丹後市久美浜町772番地</td></tr> <tr> <td>京丹後市_____マリンゲート神野</td><td>京丹後市久美浜町浦明220番地</td></tr> </table> 別表第2(第9条関係)	名称	位置	京丹後市峰山駅ギャラリー	京丹後市峰山町杉谷992番地の2	京丹後市_____大宮駅ふれあいホール	京丹後市大宮町口大野380番地の1	京丹後市_____網野観光情報センター	京丹後市網野町下岡118番地	京丹後市_____たちばなふれあいセンター	京丹後市網野町木津71番地の1	京丹後市_____メモリアルゲート久美浜	京丹後市久美浜町772番地	京丹後市_____マリンゲート神野	京丹後市久美浜町浦明220番地	京丹後市観光情報施設条例 平成16年4月1日 条例第179号 第1条～第10条 (略) (使用料の不還付) <u>第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> (2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u> 第12条～第14条 (略) 別表第1(第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>京丹後市峰山駅ギャラリー</td><td>京丹後市峰山町杉谷992番地の2</td></tr> <tr> <td>京丹後市<u>京丹後</u>大宮駅ふれあいホール</td><td>京丹後市大宮町口大野380番地の1</td></tr> <tr> <td>京丹後市<u>網野駅</u>網野観光情報センター</td><td>京丹後市網野町下岡118番地</td></tr> <tr> <td>京丹後市<u>夕日ヶ浦木津温泉駅</u>たちばなふれあいセンター</td><td>京丹後市網野町木津71番地の1</td></tr> <tr> <td>京丹後市<u>久美浜駅</u>メモリアルゲート久美浜</td><td>京丹後市久美浜町772番地</td></tr> <tr> <td>京丹後市<u>小天橋駅</u>マリンゲート神野</td><td>京丹後市久美浜町浦明220番地</td></tr> </table> 別表第2(第9条関係)	名称	位置	京丹後市峰山駅ギャラリー	京丹後市峰山町杉谷992番地の2	京丹後市 <u>京丹後</u> 大宮駅ふれあいホール	京丹後市大宮町口大野380番地の1	京丹後市 <u>網野駅</u> 網野観光情報センター	京丹後市網野町下岡118番地	京丹後市 <u>夕日ヶ浦木津温泉駅</u> たちばなふれあいセンター	京丹後市網野町木津71番地の1	京丹後市 <u>久美浜駅</u> メモリアルゲート久美浜	京丹後市久美浜町772番地	京丹後市 <u>小天橋駅</u> マリンゲート神野	京丹後市久美浜町浦明220番地
名称	位置																												
京丹後市峰山駅ギャラリー	京丹後市峰山町杉谷992番地の2																												
京丹後市_____大宮駅ふれあいホール	京丹後市大宮町口大野380番地の1																												
京丹後市_____網野観光情報センター	京丹後市網野町下岡118番地																												
京丹後市_____たちばなふれあいセンター	京丹後市網野町木津71番地の1																												
京丹後市_____メモリアルゲート久美浜	京丹後市久美浜町772番地																												
京丹後市_____マリンゲート神野	京丹後市久美浜町浦明220番地																												
名称	位置																												
京丹後市峰山駅ギャラリー	京丹後市峰山町杉谷992番地の2																												
京丹後市 <u>京丹後</u> 大宮駅ふれあいホール	京丹後市大宮町口大野380番地の1																												
京丹後市 <u>網野駅</u> 網野観光情報センター	京丹後市網野町下岡118番地																												
京丹後市 <u>夕日ヶ浦木津温泉駅</u> たちばなふれあいセンター	京丹後市網野町木津71番地の1																												
京丹後市 <u>久美浜駅</u> メモリアルゲート久美浜	京丹後市久美浜町772番地																												
京丹後市 <u>小天橋駅</u> マリンゲート神野	京丹後市久美浜町浦明220番地																												

現行				改正案			
種別	区分	単位	使用料	種別	区分	単位	使用料（円）
売店等の設置	売店等の占有面積が1平方メートル以上15平方メートル未満	1月	5,000円	売店等の設置	売店等の占有面積が1㎡以上15㎡未満	1月	5,000
	売店等の占有面積が15平方メートル以上30平方メートル未満	1月	10,000円		売店等の占有面積が15㎡以上30㎡未満	1月	10,000
	売店等の占有面積が30平方メートル以上45平方メートル未満	1月	15,000円		売店等の占有面積が30㎡以上45㎡未満	1月	15,000
	売店等の占有面積が45平方メートル以上	1月	20,000円		売店等の占有面積が45㎡以上	1月	20,000
備考				備考			
1 占有面積に1平方メートル未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げて1平方メートルとする。				1 占有面積に1㎡未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げて1㎡とする。			
2 利用の期間が1月未満の端数が生じる場合の使用料は、日割計算とする。				2 利用の期間が1月未満の端数が生じる場合の使用料は、日割計算とし、その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。			
3 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。				3 電気、冷暖房その他の附帯設備を利用する場合の使用料の額は、この表の規定による額に当該附帯設備の利用に係る実費相当額を加算した額とする。			
4 電気、冷暖房その他の附帯設備を利用する場合の使用料の額は、上表の金額に当該附帯設備の利用に係る実費相当額を加算した額とする。				4 使用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。			
				附 則			
				（施行期日）			

現行	改正案
	<u>1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の利用について適用する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京丹後市観光情報施設条例により許可を受けている者の利用については、その利用許可の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。</u>

京丹後市集落センター条例(平成16年京丹後市条例第22号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
京丹後市集落センター条例 平成16年4月1日 条例第22号 第1条・第2条 (略) (管理及び運営) 第3条 京丹後市集落センター(以下「センター」という。)は、 常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に 運営するよう努めなければならない。 第4条～第7条 (略) (利用許可の取消し等) 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンタ ーの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更 し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) この条例_____の規定に違反したとき。 (2) (略) (3) 利用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。 2 (略)	京丹後市集落センター条例 平成16年4月1日 条例第22号 第1条・第2条 (略) (管理及び運営) 第3条 市長は、京丹後市集落センター(以下「センター」という。)を常 に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運 営するよう努めなければならない。 第4条～第7条 (略) (利用許可の取消し等) 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンタ ーの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更 し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) この条例<u>又はこの条例に基づく規則</u>の規定に違反したとき。 (2) (略) (3) <u>使用料(附属設備使用料を含む。以下同じ。)を納期限までに納付 しないとき。</u> (4) 利用の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。 2 (略) (使用料) 第9条 <u>利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納 付しなければならない。</u> (附属設備の使用料) 第10条 <u>利用者は、附属設備の冷暖房設備及び暖房器具を利用したとき は、実費相当分として別表に定める使用料を納付しなければならない。</u> (使用料の減免) 第11条 <u>市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要 があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に</u>

現行	改正案
(原状回復の義務) <u>第9条</u> 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。<u>前条</u>の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。 2 (略) (損害賠償の義務) <u>第10条</u> 利用者又は<u>入所者</u>は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (指定管理者による管理) <u>第11条</u> 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号<u> </u>)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に<u>施設</u>の管理に関する業務を行わせることができる。 2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) <u>施設、設備及び備品の維持管理に関する業務</u> (2) <u>施設内外の清掃に関する業務</u> (3) 第4条に規定する施設の利用の許可 (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	<u>関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(使用料の不還付)</u> <u>第12条</u> 市長は、<u>既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> (2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u> (原状回復の義務) <u>第13条</u> 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。<u>第8条</u>の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。 2 (略) (損害賠償の義務) <u>第14条</u> 利用者又は<u>入館者</u>は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (指定管理者による管理) <u>第15条</u> 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に<u>センター</u>の管理に関する業務を行わせることができる。 2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) <u>センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</u> (2) <u>センターの施設内外の原状回復に関する業務</u> (3) <u>第4条に規定する施設の利用の許可に関する業務</u> (4) <u>センターの使用料の徴収に関する業務</u> (5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

現行	改正案														
3 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行わせる場合における<u>第4条、第5条、第7条から第9条まで及び前条</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。 (指定管理者の管理の基準) <u>第12条</u> 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。 (1) 関係する法令、この条例<u>その他市長の定めるところに従い</u>、適正に<u>施設</u>の管理を行うこと。 (2) <u>施設、設備及び備品の維持管理</u>を適切に行うこと。 (委任) <u>第13条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長が別に定める</u>。	3 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行わせる場合における<u>第3条から第5条まで、第7条及び第8条並びに第11条から前条までの規定</u>の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。 (指定管理者の管理の基準) <u>第16条</u> 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。 (1) 関係する法令、この条例<u>及び規則を遵守し</u>、適正に<u>センター</u>の管理を行うこと。 (2) <u>センターの設備及び備品の維持管理</u>を適切に行うこと。 (利用料金の収受) <u>第17条</u> 市長は、<u>適当と認めるときは、指定管理者に、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u> <u>2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u> <u>3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> (委任) <u>第18条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。 <u>別表(第9条、第10条、第17条関係)</u> <u>1 五十河地区基幹集落センター使用料</u> <table><tr><th rowspan="2">利用施設</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><th><u>昼間</u> (8:30～18:00)</th><th><u>夜間</u> (18:00～22:00)</th></tr><tr><td><u>集会場</u></td><td><u>1時間</u></td><td><u>70</u></td><td><u>170</u></td></tr><tr><td><u>会議室</u></td><td><u>1時間</u></td><td><u>40</u></td><td><u>100</u></td></tr></table>	利用施設	単位	使用料(円)		<u>昼間</u> (8:30～18:00)	<u>夜間</u> (18:00～22:00)	<u>集会場</u>	<u>1時間</u>	<u>70</u>	<u>170</u>	<u>会議室</u>	<u>1時間</u>	<u>40</u>	<u>100</u>
利用施設	単位			使用料(円)											
		<u>昼間</u> (8:30～18:00)	<u>夜間</u> (18:00～22:00)												
<u>集会場</u>	<u>1時間</u>	<u>70</u>	<u>170</u>												
<u>会議室</u>	<u>1時間</u>	<u>40</u>	<u>100</u>												

現行	改正案																								
	<table><tr><td><u>和室</u></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2 <u>野間基幹集落センター使用料</u> <table><tr><th rowspan="2"><u>利用施設</u></th><th rowspan="2"><u>単位</u></th><th colspan="2"><u>使用料(円)</u></th></tr><tr><th><u>昼間</u> (8:30～18:00)</th><th><u>夜間</u> (18:00～22:00)</th></tr><tr><td><u>和室1</u></td><td rowspan="2"><u>1時間</u></td><td rowspan="2"><u>40</u></td><td rowspan="2"><u>100</u></td></tr><tr><td><u>和室2</u></td></tr></table> 3 <u>附属設備の使用料</u> <table><tr><th><u>設備名</u></th><th><u>単位</u></th><th><u>使用料 (円)</u></th></tr><tr><td><u>冷暖房設備</u></td><td><u>1時間</u></td><td><u>利用する施設の1時間ごとの 使用料の2分の1の額</u></td></tr><tr><td><u>暖房器具</u></td><td><u>1台につき1 時間</u></td><td><u>50</u></td></tr></table> <u>備考</u> 1 <u>この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。）を乗じて得た額とする。</u> 2 <u>市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</u> 3 <u>昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> 4 <u>使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨</u>	<u>和室</u>				<u>利用施設</u>	<u>単位</u>	<u>使用料(円)</u>		<u>昼間</u> (8:30～18:00)	<u>夜間</u> (18:00～22:00)	<u>和室1</u>	<u>1時間</u>	<u>40</u>	<u>100</u>	<u>和室2</u>	<u>設備名</u>	<u>単位</u>	<u>使用料 (円)</u>	<u>冷暖房設備</u>	<u>1時間</u>	<u>利用する施設の1時間ごとの 使用料の2分の1の額</u>	<u>暖房器具</u>	<u>1台につき1 時間</u>	<u>50</u>
<u>和室</u>																									
<u>利用施設</u>	<u>単位</u>	<u>使用料(円)</u>																							
		<u>昼間</u> (8:30～18:00)	<u>夜間</u> (18:00～22:00)																						
<u>和室1</u>	<u>1時間</u>	<u>40</u>	<u>100</u>																						
<u>和室2</u>																									
<u>設備名</u>	<u>単位</u>	<u>使用料 (円)</u>																							
<u>冷暖房設備</u>	<u>1時間</u>	<u>利用する施設の1時間ごとの 使用料の2分の1の額</u>																							
<u>暖房器具</u>	<u>1台につき1 時間</u>	<u>50</u>																							

現行	改正案
	<u>てるものとする。) とする。</u> 附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市集落センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市久美浜婦人センター条例(平成16年京丹後市条例第31号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正案
京丹後市久美浜婦人センター条例 平成16年4月1日 条例第31号 第1条～第8条（略） （使用料） 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。 （附属設備の使用料） 第10条 利用者は、<u>冷暖房等の附属設備</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。 （使用料の減免） 第11条 市長は、婦人センターの利用が次に掲げる場合は、第9条に定める使用料を免除することができる。 <u>(1) 市の機関が主催又は共催して事業を行う場合</u> <u>(2) 市内の社会福祉関係団体又はその支部等が主催して事業を行う場合</u> <u>(3) 自治会又は公民館が主催して事業を行う場合</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、免除することが必要であると特に認める場合</u> 2 市長は、第9条に定める使用料を減額する必要があると特に認めるときは、当該使用料を減額することができる。 （使用料の不還付） 第12条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由</u>	京丹後市久美浜婦人センター条例 平成16年4月1日 条例第31号 第1条～第8条（略） （使用料） 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 （附属設備の使用料） 第10条 利用者は、<u>附属設備の冷暖房設備及び暖房器具</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 （使用料の減免） 第11条 市長は、<u>公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> （使用料の不還付） 第12条 市長は、<u>既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれ</u>

現行	改正案																																					
<u>があると認めるときは、この限りでない。</u>	<u>かに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>																																					
	<u>(1) 婦人センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>																																					
	<u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>																																					
第13条～第16条（略） （利用料金の収受）	第13条～第16条（略） （利用料金の収受）																																					
第 17 条（略）	第 17 条（略）																																					
2（略）	2（略）																																					
3 前項に規定する利用料金の額は、 <u>別表第 1 及び別表第 2</u> に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。	3 前項に規定する利用料金の額は、 <u>別表</u> に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。																																					
（委任）	（委任）																																					
第18条（略）	第18条（略）																																					
<u>別表第1(第9条、第17条関係)</u>	<u>別表(第9条、第10条、第17条関係)</u>																																					
<u>久美浜婦人センター使用料</u>	<u>1 久美浜婦人センター使用料</u>																																					
<table><tr><th rowspan="3">施設</th><th rowspan="3">利用区分</th><th colspan="3">使用料(1回につき)</th></tr><tr><th colspan="2">昼間(8：30～18：00)</th><th rowspan="2">夜間(18：00～22：00)</th></tr><tr><th>4時間未満</th><th>4時間以上</th></tr><tr><td>集会場</td><td></td><td>450円</td><td>750円</td><td>750円</td></tr><tr><td>会議室</td><td></td><td>300円</td><td>450円</td><td>450円</td></tr></table>	施設	利用区分	使用料(1回につき)			昼間(8：30～18：00)		夜間(18：00～22：00)	4時間未満	4時間以上	集会場		450円	750円	750円	会議室		300円	450円	450円	<table><tr><th rowspan="3">利用施設</th><th rowspan="3">単位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><th>昼間 (8:30～18:00)</th><th>夜間 (18:00～22:00)</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>集会場</td><td>1時間</td><td>70</td><td>170</td></tr><tr><td>会議室</td><td rowspan="2">1時間</td><td rowspan="2">40</td><td rowspan="2">100</td></tr><tr><td>和室</td></tr></table>	利用施設	単位	使用料(円)		昼間 (8:30～18:00)	夜間 (18:00～22:00)			集会場	1時間	70	170	会議室	1時間	40	100	和室
施設			利用区分	使用料(1回につき)																																		
				昼間(8：30～18：00)		夜間(18：00～22：00)																																
	4時間未満	4時間以上																																				
集会場		450円	750円	750円																																		
会議室		300円	450円	450円																																		
利用施設	単位	使用料(円)																																				
		昼間 (8:30～18:00)	夜間 (18:00～22:00)																																			
集会場	1時間	70	170																																			
会議室	1時間	40	100																																			
和室																																						
<u>別表第2(第10条、第17条関係)</u>	<u>2 附属設備の使用料</u>																																					
<u>附属設備の使用料</u>	<table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><td>冷暖房設備</td><td rowspan="2">1時間</td><td colspan="2">利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額</td></tr><tr><td>暖房器具</td><td>1台につき1時間</td><td>50</td></tr></table>	設備名	単位	使用料(円)		冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額		暖房器具	1台につき1時間	50																										
設備名	単位	使用料(円)																																				
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額																																				
暖房器具		1台につき1時間	50																																			
<table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>1時間あたり使用料</th><th>1時間未満使用料</th></tr><tr><td>冷房設備</td><td>一式</td><td>150円</td><td>100円</td></tr><tr><td>暖房設備</td><td>一式</td><td>200円</td><td>150円</td></tr><tr><td>ストーブ(大)</td><td>1台</td><td>90円</td><td>70円</td></tr><tr><td>ストーブ(小)</td><td>1台</td><td>70円</td><td>50円</td></tr><tr><td>ガス器具</td><td>1台</td><td>50円</td><td>30円</td></tr></table>	設備名	単位	1時間あたり使用料	1時間未満使用料	冷房設備	一式	150円	100円	暖房設備	一式	200円	150円	ストーブ(大)	1台	90円	70円	ストーブ(小)	1台	70円	50円	ガス器具	1台	50円	30円	<u>備考</u> <u>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1</u>													
設備名	単位	1時間あたり使用料	1時間未満使用料																																			
冷房設備	一式	150円	100円																																			
暖房設備	一式	200円	150円																																			
ストーブ(大)	1台	90円	70円																																			
ストーブ(小)	1台	70円	50円																																			
ガス器具	1台	50円	30円																																			

現行	改正案
	<u>時間とする。) を乗じて得た額とする。</u> <u>2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</u> <u>3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> <u>4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市久美浜婦人センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市久美浜林業センター条例(平成16年京丹後市条例第32号)新旧対照表【第4条関係】

現行	改正案
京丹後市久美浜林業センター条例 平成16年4月1日 条例第32号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>冷暖房等の附属設備</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 <u>市長は、林業センターの利用が次に掲げる場合は、第9条に定める使用料を免除することができる。</u> (1) <u>市の機関が主催又は共催して事業を行う場合</u> (2) <u>市内の社会福祉関係団体又はその支部等が主催して事業を行う場合</u> (3) <u>自治会又は公民館が主催して事業を行う場合</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、免除することが必要であると特に認める場合</u> 2 <u>市長は、第9条に定める使用料を減額する必要があると特に認めるときは、当該使用料を減額することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	京丹後市久美浜林業センター条例 平成16年4月1日 条例第32号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>附属設備の冷暖房設備及び暖房器具</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 <u>市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>林業センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> (2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>

現行	改正案																																		
第13条～第16条（略） （利用料金の収受） 第17条（略） 2（略） 3 前項に規定する利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 （委任） 第18条（略） 別表第1(第9条、第17条関係) 久美浜林業センター使用料	第13条～第16条（略） （利用料金の収受） 第17条（略） 2（略） 3 前項に規定する利用料金の額は、別表_____に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 （委任） 第18条（略） 別表(第9条、第10条、第17条関係) 1 久美浜林業センター使用料																																		
<table><tr><th rowspan="3">利用区分 施設</th><th colspan="3">使用料（1回につき）</th></tr><tr><th colspan="2">昼間(8：30～18：00)</th><th rowspan="2">夜間(18：00～22：00)</th></tr><tr><th>4時間未満</th><th>4時間以上</th></tr><tr><td>集会場</td><td>450円</td><td>750円</td><td>750円</td></tr><tr><td>小会議室</td><td>300円</td><td>450円</td><td>450円</td></tr></table>	利用区分 施設	使用料（1回につき）			昼間(8：30～18：00)		夜間(18：00～22：00)	4時間未満	4時間以上	集会場	450円	750円	750円	小会議室	300円	450円	450円	<table><tr><th rowspan="3">利用施設</th><th rowspan="3">単位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><th>昼間 (8：30～18：00)</th><th>夜間 (18：00～22：00)</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>集会場</td><td>1時間</td><td>70</td><td>170</td></tr><tr><td>会議室</td><td rowspan="2">1時間</td><td rowspan="2">40</td><td rowspan="2">100</td></tr><tr><td>和室</td></tr></table>	利用施設	単位	使用料(円)		昼間 (8：30～18：00)	夜間 (18：00～22：00)			集会場	1時間	70	170	会議室	1時間	40	100	和室
利用区分 施設		使用料（1回につき）																																	
		昼間(8：30～18：00)		夜間(18：00～22：00)																															
	4時間未満	4時間以上																																	
集会場	450円	750円	750円																																
小会議室	300円	450円	450円																																
利用施設	単位	使用料(円)																																	
		昼間 (8：30～18：00)	夜間 (18：00～22：00)																																
集会場	1時間	70	170																																
会議室	1時間	40	100																																
和室																																			
別表第2(第10条、第17条関係) 附属設備の使用料	2 附属設備の使用料																																		
<table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>1時間当たり使用料</th><th>1時間未満使用料</th></tr><tr><td>冷房設備</td><td>一式</td><td>150円</td><td>100円</td></tr><tr><td>暖房設備</td><td>一式</td><td>200円</td><td>150円</td></tr><tr><td>ストーブ(大)</td><td>1台</td><td>90円</td><td>70円</td></tr><tr><td>ストーブ(小)</td><td>1台</td><td>70円</td><td>50円</td></tr><tr><td>ガス器具</td><td>1台</td><td>50円</td><td>30円</td></tr></table>	設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料	冷房設備	一式	150円	100円	暖房設備	一式	200円	150円	ストーブ(大)	1台	90円	70円	ストーブ(小)	1台	70円	50円	ガス器具	1台	50円	30円	<table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>冷暖房設備</td><td rowspan="2">1時間</td><td>利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額</td></tr><tr><td>暖房器具</td><td>1台につき1時間 50</td></tr></table>	設備名	単位	使用料(円)	冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額	暖房器具	1台につき1時間 50		
設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料																																
冷房設備	一式	150円	100円																																
暖房設備	一式	200円	150円																																
ストーブ(大)	1台	90円	70円																																
ストーブ(小)	1台	70円	50円																																
ガス器具	1台	50円	30円																																
設備名	単位	使用料(円)																																	
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額																																	
暖房器具		1台につき1時間 50																																	
	備考 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。）を乗じて得た額とする。 2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こ																																		

現行	改正案
	も園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。 <u>3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> <u>4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)</u>とする。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市久美浜林業センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市久美浜農業センター条例(平成16年条例第33号)新旧対照表【第5条関係】

現行	改正案
京丹後市久美浜農業センター条例 平成16年4月1日 条例第33号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>冷暖房等の附属設備</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 <u>市長は、農業センターの利用が次に掲げる場合は、第9条に定める使用料を免除することができる。</u> <u>(1) 市の機関が主催又は共催して事業を行う場合</u> <u>(2) 市内の社会福祉関係団体又はその支部等が主催して事業を行う場合</u> <u>(3) 自治会又は公民館が主催して事業を行う場合</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、免除することが必要であると特に認める場合</u> 2 <u>市長は、第9条に定める使用料を減額する必要があると特に認めるときは、当該使用料を減額することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	京丹後市久美浜農業センター条例 平成16年4月1日 条例第33号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>附属設備の冷暖房設備及び暖房器具</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 <u>市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(1) 農業センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> <u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めると</u>

現行	改正案																																																																						
第13条～第16条（略） （利用料金の収受） 第17条（略） 2（略） 3 前項に規定する利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 （委任） 第18条（略） 別表第1(第9条、第17条関係) 久美浜農業センター使用料 <table><tr><th rowspan="3">施設</th><th rowspan="3">利用区分</th><th colspan="2">使用料(1回につき)</th></tr><tr><th>昼間(8：30～18：00)</th><th>夜間(18：00～22：00)</th></tr><tr><th>4時間未満</th><th>4時間以上</th></tr><tr><td>集会場</td><td></td><td>450円</td><td>750円</td><td>750円</td></tr><tr><td>小会議室</td><td></td><td>300円</td><td>450円</td><td>450円</td></tr></table> 別表第2(第10条、第17条関係) 附属設備の使用料 <table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>1時間当たり使用料</th><th>1時間未満使用料</th></tr><tr><td>冷房設備</td><td>一式</td><td>150円</td><td>100円</td></tr><tr><td>暖房設備</td><td>一式</td><td>200円</td><td>150円</td></tr><tr><td>ストーブ(大)</td><td>1台</td><td>90円</td><td>70円</td></tr><tr><td>ストーブ(小)</td><td>1台</td><td>70円</td><td>50円</td></tr><tr><td>ガス器具</td><td>1台</td><td>50円</td><td>30円</td></tr></table>	施設	利用区分	使用料(1回につき)		昼間(8：30～18：00)	夜間(18：00～22：00)	4時間未満	4時間以上	集会場		450円	750円	750円	小会議室		300円	450円	450円	設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料	冷房設備	一式	150円	100円	暖房設備	一式	200円	150円	ストーブ(大)	1台	90円	70円	ストーブ(小)	1台	70円	50円	ガス器具	1台	50円	30円	き。 第13条～第16条（略） （利用料金の収受） 第17条（略） 2（略） 3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 （委任） 第18条（略） 別表(第9条、第10条、第17条関係) 1 久美浜農業センター使用料 <table><tr><th rowspan="2">利用施設</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><th>昼間 (8：30～18：00)</th><th>夜間 (18：00～22：00)</th></tr><tr><td>集会場</td><td>1時間</td><td>70</td><td>170</td></tr><tr><td>会議室1</td><td rowspan="2">1時間</td><td rowspan="2">40</td><td rowspan="2">100</td></tr><tr><td>会議室2</td></tr><tr><td>和室</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2 附属設備の使用料 <table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>冷暖房設備</td><td>1時間</td><td>利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額</td></tr><tr><td>暖房器具</td><td>1台につき1時間</td><td>50</td></tr></table> 備考 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間	利用施設	単位	使用料(円)		昼間 (8：30～18：00)	夜間 (18：00～22：00)	集会場	1時間	70	170	会議室1	1時間	40	100	会議室2	和室				設備名	単位	使用料(円)	冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額	暖房器具	1台につき1時間	50
施設			利用区分	使用料(1回につき)																																																																			
				昼間(8：30～18：00)	夜間(18：00～22：00)																																																																		
	4時間未満	4時間以上																																																																					
集会場		450円	750円	750円																																																																			
小会議室		300円	450円	450円																																																																			
設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料																																																																				
冷房設備	一式	150円	100円																																																																				
暖房設備	一式	200円	150円																																																																				
ストーブ(大)	1台	90円	70円																																																																				
ストーブ(小)	1台	70円	50円																																																																				
ガス器具	1台	50円	30円																																																																				
利用施設	単位	使用料(円)																																																																					
		昼間 (8：30～18：00)	夜間 (18：00～22：00)																																																																				
集会場	1時間	70	170																																																																				
会議室1	1時間	40	100																																																																				
会議室2																																																																							
和室																																																																							
設備名	単位	使用料(円)																																																																					
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額																																																																					
暖房器具	1台につき1時間	50																																																																					

現行	改正案
	<u>とする。)を乗じて得た額とする。</u> <u>2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</u> <u>3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> <u>4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市久美浜農業センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市久美浜機業センター条例(平成16年京丹後市条例第34号)新旧対照表【第6条関係】

現行	改正案
京丹後市久美浜機業センター条例 平成16年4月1日 条例第34号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>冷暖房等の附属設備</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 <u>市長は、機業センターの利用が次に掲げる場合は、第9条に定める使用料を免除することができる。</u> (1) <u>市の機関が主催又は共催して事業を行う場合</u> (2) <u>市内の社会福祉関係団体又はその支部等が主催して事業を行う場合</u> (3) <u>自治会又は公民館が主催して事業を行う場合</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、免除することが必要であると特に認める場合</u> 2 <u>市長は、第9条に定める使用料を減額する必要があると特に認めるときは、当該使用料を減額することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	京丹後市久美浜機業センター条例 平成16年4月1日 条例第34号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>附属設備の冷暖房設備及び暖房器具</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 <u>市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>機業センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> (2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>

現行

第13条～第16条（略）
（利用料金の収受）

第17条（略）

2（略）

3 前項に規定する利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
（委任）

第18条（略）

別表第1(第9条、第17条関係)

久美浜機業センター使用料

施設	利用区分	使用料(1回につき)		
		昼間(8:30～18:00)		夜間(18:00～22:00)
		4時間未満	4時間以上	
集会場		450円	750円	750円
会議室		300円	450円	450円

別表第2(第10条、第17条関係)

附属設備の使用料

設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料
冷房設備	一式	150円	100円
暖房設備	一式	200円	150円
ストーブ(大)	1台	90円	70円
ストーブ(小)	1台	70円	50円
ガス器具	1台	50円	30円

改正案

第13条～第16条（略）
（利用料金の収受）

第17条（略）

2（略）

3 前項に規定する利用料金の額は、別表_____に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
（委任）

第18条（略）

別表(第9条、第10条、第17条関係)

1 久美浜機業センター使用料

利用施設	単位	使用料(円)	
		昼間 (8:30～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
集会場	1時間	70	170
会議室1	1時間	40	100
会議室2			
和室			

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料(円)
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額
暖房器具	1台につき1時間	50

備考

1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又

現行	改正案
	<u>は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。</u> <u>2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</u> <u>3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> <u>4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市久美浜機業センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市久美浜果樹センター条例(平成16年京丹後市条例第35号)新旧対照表【第7条関係】

現行	改正案
京丹後市久美浜果樹センター条例 平成16年4月1日 条例第35号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>冷暖房等の附属設備</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 市長は、<u>果樹センターの利用が次に掲げる場合は、第9条に定める使用料を免除することができる。</u> (1) <u>市の機関が主催又は共催して事業を行う場合</u> (2) <u>市内の社会福祉関係団体又はその支部等が主催して事業を行う場合</u> (3) <u>自治会又は公民館が主催して事業を行う場合</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、免除することが必要であると特に認める場合</u> 2 市長は、<u>第9条に定める使用料を減額する必要があると特に認めるときは、当該使用料を減額することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由</u>	京丹後市久美浜果樹センター条例 平成16年4月1日 条例第35号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>附属設備の冷暖房設備及び暖房器具</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 市長は、<u>公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれ</u>

現行	改正案																													
<u>があると認めるときは、この限りでない。</u>	<u>かに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(1) 果樹センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> <u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>																													
第13条～第16条（略） （利用料金の収受）	第13条～第16条（略） （利用料金の収受）																													
第17条（略）	第17条（略）																													
2（略）	2（略）																													
3 前項に規定する利用料金の額は、 <u>別表第1及び別表第2</u> に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。	3 前項に規定する利用料金の額は、 <u>別表</u> に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。																													
（委任）	（委任）																													
第18条（略）	第18条（略）																													
<u>別表第1(第9条、第17条関係)</u>	<u>別表(第9条、第10条、第17条関係)</u>																													
<u>久美浜果樹センター使用料</u>	<u>1 久美浜果樹センター使用料</u>																													
<table><tr><th rowspan="3">施設</th><th rowspan="3">利用区分</th><th colspan="2">使用料(1回につき)</th></tr><tr><th>昼間(8:30～18:00)</th><th>夜間(18:00～22:00)</th></tr><tr><th>4時間未満</th><th>4時間以上</th></tr><tr><td>会議室</td><td></td><td>300円</td><td>450円</td></tr></table>	施設	利用区分	使用料(1回につき)		昼間(8:30～18:00)	夜間(18:00～22:00)	4時間未満	4時間以上	会議室		300円	450円	<table><tr><th rowspan="3">利用施設</th><th rowspan="3">単位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><th>昼間 (8:30～18:00)</th><th>夜間 (18:00～22:00)</th></tr><tr><td>会議室1 会議室2 和室</td><td>1時間</td><td>40</td><td>100</td></tr></table>	利用施設	単位	使用料(円)		昼間 (8:30～18:00)	夜間 (18:00～22:00)	会議室1 会議室2 和室	1時間	40	100							
施設			利用区分	使用料(1回につき)																										
				昼間(8:30～18:00)	夜間(18:00～22:00)																									
	4時間未満	4時間以上																												
会議室		300円	450円																											
利用施設	単位	使用料(円)																												
		昼間 (8:30～18:00)	夜間 (18:00～22:00)																											
		会議室1 会議室2 和室	1時間	40	100																									
<u>別表第2(第10条、第17条関係)</u>	<u>2 附属設備の使用料</u>																													
<u>附属設備の使用料</u>																														
<table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>1時間当たり使用料</th><th>1時間未満使用料</th></tr><tr><td>冷房設備</td><td>一式</td><td>150円</td><td>100円</td></tr><tr><td>暖房設備</td><td>一式</td><td>200円</td><td>150円</td></tr><tr><td>ストーブ(大)</td><td>1台</td><td>90円</td><td>70円</td></tr><tr><td>ストーブ(小)</td><td>1台</td><td>70円</td><td>50円</td></tr></table>	設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料	冷房設備	一式	150円	100円	暖房設備	一式	200円	150円	ストーブ(大)	1台	90円	70円	ストーブ(小)	1台	70円	50円	<table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>冷暖房設備</td><td>1時間</td><td>利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額</td></tr><tr><td>暖房器具</td><td>1台につき1時間</td><td>50</td></tr></table>	設備名	単位	使用料(円)	冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額	暖房器具	1台につき1時間	50
設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料																											
冷房設備	一式	150円	100円																											
暖房設備	一式	200円	150円																											
ストーブ(大)	1台	90円	70円																											
ストーブ(小)	1台	70円	50円																											
設備名	単位	使用料(円)																												
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額																												
暖房器具	1台につき1時間	50																												

現行				改正案
<u>ガス器具</u>	<u>1台</u>	<u>50円</u>	<u>30円</u>	<u>備考</u> <u>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。</u> <u>2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</u> <u>3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> <u>4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づき税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づき税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市久美浜果樹センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市久美浜健康センター条例(平成16年京丹後市条例第36号)新旧対照表【第8条関係】

現行	改正案
京丹後市久美浜健康センター条例 平成16年4月1日 条例第36号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>冷暖房等の附属設備</u>を利用したときは、実費相当分として、<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) <u>第11条 市長は、健康センターの利用が次に掲げる場合は、第9条に定める使用料を免除することができる。</u> (1) <u>市の機関が主催又は共催して事業を行う場合</u> (2) <u>市内の社会福祉関係団体又はその支部等が主催して事業を行う場合</u> (3) <u>自治会又は公民館が主催して事業を行う場合</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、免除することが必要であると特に認める場合</u> <u>2 市長は、第9条に定める使用料を減額する必要があると特に認めるときは、当該使用料を減額することができる。</u> (使用料の不還付) <u>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由</u>	京丹後市久美浜健康センター条例 平成16年4月1日 条例第36号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>附属設備の冷暖房設備及び暖房器具</u>を利用したときは、実費相当分として、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) <u>第11条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不還付) <u>第12条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれ</u>

現行	改正案																													
<u>があると認めるときは、この限りでない。</u>	<u>かに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>																													
第13条～第16条（略） （利用料金の収受）	(1) <u>健康センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>																													
第17条（略）	(2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>																													
2（略）	第13条～第16条（略） （利用料金の収受）																													
3 前項に規定する利用料金の額は、<u>別表第1及び別表第2</u>に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。	第17条（略）																													
（委任）	2（略）																													
第18条（略）	3 前項に規定する利用料金の額は、 <u>別表</u> に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。																													
<u>別表第1(第9条、第17条関係)</u>	（委任）																													
<u>久美浜健康センター使用料</u>	第18条（略）																													
<table><tr><th rowspan="3">施設</th><th rowspan="3">利用区分</th><th colspan="2">使用料(1回につき)</th></tr><tr><th>昼間(8：30～18：00)</th><th>夜間(18：00～22：00)</th></tr><tr><th>4時間未満</th><th>4時間以上</th></tr><tr><td>集会場</td><td></td><td>450円</td><td>750円</td></tr><tr><td>小会議室</td><td></td><td>300円</td><td>450円</td></tr></table>	施設	利用区分	使用料(1回につき)		昼間(8：30～18：00)	夜間(18：00～22：00)	4時間未満	4時間以上	集会場		450円	750円	小会議室		300円	450円	<u>別表(第9条、第10条、第17条関係)</u>													
施設			利用区分	使用料(1回につき)																										
				昼間(8：30～18：00)	夜間(18：00～22：00)																									
	4時間未満	4時間以上																												
集会場		450円	750円																											
小会議室		300円	450円																											
	1 <u>久美浜健康センター使用料</u>																													
	<table><tr><th rowspan="3">利用施設</th><th rowspan="3">単位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><th>昼間 (8:30～18:00)</th><th>夜間 (18:00～22:00)</th></tr><tr><td>集会場</td><td>1時間</td><td>70</td><td>170</td></tr><tr><td>会議室</td><td rowspan="2">1時間</td><td rowspan="2">40</td><td rowspan="2">100</td></tr><tr><td>和室</td></tr></table>	利用施設	単位	使用料(円)		昼間 (8:30～18:00)	夜間 (18:00～22:00)	集会場	1時間	70	170	会議室	1時間	40	100	和室														
利用施設	単位			使用料(円)																										
				昼間 (8:30～18:00)	夜間 (18:00～22:00)																									
		集会場	1時間	70	170																									
会議室	1時間	40	100																											
和室																														
	2 <u>附属設備の使用料</u>																													
<u>別表第2(第10条、第17条関係)</u>																														
<u>附属設備の使用料</u>																														
<table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>1時間あたり使用料</th><th>1時間未満使用料</th></tr><tr><td>冷房設備</td><td>一式</td><td>150円</td><td>100円</td></tr><tr><td>暖房設備</td><td>一式</td><td>200円</td><td>150円</td></tr><tr><td>ストーブ(大)</td><td>1台</td><td>90円</td><td>70円</td></tr><tr><td>ストーブ(小)</td><td>1台</td><td>70円</td><td>50円</td></tr></table>	設備名	単位	1時間あたり使用料	1時間未満使用料	冷房設備	一式	150円	100円	暖房設備	一式	200円	150円	ストーブ(大)	1台	90円	70円	ストーブ(小)	1台	70円	50円	<table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>冷暖房設備</td><td rowspan="2">1時間</td><td>利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額</td></tr><tr><td>暖房器具</td><td>1台につき1時間</td><td>50</td></tr></table>	設備名	単位	使用料(円)	冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額	暖房器具	1台につき1時間	50
設備名	単位	1時間あたり使用料	1時間未満使用料																											
冷房設備	一式	150円	100円																											
暖房設備	一式	200円	150円																											
ストーブ(大)	1台	90円	70円																											
ストーブ(小)	1台	70円	50円																											
設備名	単位	使用料(円)																												
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額																												
暖房器具		1台につき1時間	50																											

現行				改正案
<u>ガス器具</u>	<u>1台</u>	<u>50円</u>	<u>30円</u>	<u>備考</u> <u>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。</u> <u>2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</u> <u>3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> <u>4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市久美浜健康センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市久美浜ぎょそんセンター条例(平成16年京丹後市条例第37号)新旧対照表【第9条関係】

現行	改正案
京丹後市久美浜ぎょそんセンター条例 平成16年4月1日 条例第37号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>冷暖房等の附属設備</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 <u>市長は、ぎょそんセンターの利用が次に掲げる場合は、第9条に定める使用料を免除することができる。</u> (1) <u>市の機関が主催又は共催して事業を行う場合</u> (2) <u>市内の社会福祉関係団体又はその支部等が主催して事業を行う場合</u> (3) <u>自治会又は公民館が主催して事業を行う場合</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、免除することが必要であると特に認める場合</u> 2 <u>市長は、第9条に定める使用料を減額する必要があると特に認めるときは、当該使用料を減額することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</u>	京丹後市久美浜ぎょそんセンター条例 平成16年4月1日 条例第37号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>附属設備の冷暖房設備及び暖房器具</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 <u>市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>ぎょそんセンターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> (2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めると</u>

現行	改正案																																	
第13条～第16条（略） （利用料金の収受） 第17条（略） 2（略） 3 前項に規定する利用料金の額は、<u>別表第1及び別表第2</u>に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 （委任） 第18条（略） <u>別表第1（第9条、第17条関係）</u> <u>久美浜ぎょそんセンター使用料</u> <table><tr><th rowspan="3">施設</th><th>利用区分</th><th colspan="2">使用料(1回につき)</th></tr><tr><th></th><th>昼間(8：30～18：00)</th><th>夜間(18：00～22：00)</th></tr><tr><th></th><th>4時間未満</th><th>4時間以上</th></tr><tr><td>集会場</td><td></td><td>450円</td><td>750円</td></tr><tr><td>会議室</td><td></td><td>300円</td><td>450円</td></tr></table>	施設	利用区分	使用料(1回につき)			昼間(8：30～18：00)	夜間(18：00～22：00)		4時間未満	4時間以上	集会場		450円	750円	会議室		300円	450円	<u>き。</u> 第13条～第16条（略） （利用料金の収受） 第17条（略） 2（略） 3 前項に規定する利用料金の額は、<u>別表</u>に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 （委任） 第18条（略） <u>別表(第9条、第10条、第17条関係)</u> <u>1 久美浜ぎょそんセンター使用料</u> <table><tr><th rowspan="2">利用施設</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><th>昼間 (8:30～18:00)</th><th>夜間 (18:00～22:00)</th></tr><tr><td>集会場</td><td>1時間</td><td>70</td><td>170</td></tr><tr><td>会議室</td><td rowspan="2">1時間</td><td rowspan="2">40</td><td rowspan="2">100</td></tr><tr><td>和室</td></tr></table>	利用施設	単位	使用料(円)		昼間 (8:30～18:00)	夜間 (18:00～22:00)	集会場	1時間	70	170	会議室	1時間	40	100	和室
施設		利用区分	使用料(1回につき)																															
			昼間(8：30～18：00)	夜間(18：00～22：00)																														
		4時間未満	4時間以上																															
集会場		450円	750円																															
会議室		300円	450円																															
利用施設	単位	使用料(円)																																
		昼間 (8:30～18:00)	夜間 (18:00～22:00)																															
集会場	1時間	70	170																															
会議室	1時間	40	100																															
和室																																		
<u>別表第2(第10条、第17条関係)</u> <u>附属設備の使用料</u> <table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>1時間当たり使用料</th><th>1時間未満使用料</th></tr><tr><td>冷房設備</td><td>一式</td><td>150円</td><td>100円</td></tr><tr><td>暖房設備</td><td>一式</td><td>200円</td><td>150円</td></tr><tr><td>ストーブ(大)</td><td>1台</td><td>90円</td><td>70円</td></tr><tr><td>ストーブ(小)</td><td>1台</td><td>70円</td><td>50円</td></tr><tr><td>ガス器具</td><td>1台</td><td>50円</td><td>30円</td></tr></table>	設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料	冷房設備	一式	150円	100円	暖房設備	一式	200円	150円	ストーブ(大)	1台	90円	70円	ストーブ(小)	1台	70円	50円	ガス器具	1台	50円	30円	<u>2 附属設備の使用料</u> <table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>冷暖房設備</td><td>1時間</td><td>利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額</td></tr><tr><td>暖房器具</td><td>1台につき1時間</td><td>50</td></tr></table>	設備名	単位	使用料(円)	冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額	暖房器具	1台につき1時間	50
設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料																															
冷房設備	一式	150円	100円																															
暖房設備	一式	200円	150円																															
ストーブ(大)	1台	90円	70円																															
ストーブ(小)	1台	70円	50円																															
ガス器具	1台	50円	30円																															
設備名	単位	使用料(円)																																
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額																																
暖房器具	1台につき1時間	50																																
	<u>備考</u> <u>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又</u>																																	

現行	改正案
	<u>は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。</u> <u>2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</u> <u>3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> <u>4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市久美浜ぎょそんセンター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市久美浜福祉センター条例(平成16年京丹後市条例第130号)新旧対照表【第10条関係】

現行	改正案
京丹後市久美浜福祉センター条例 平成16年4月1日 条例第130号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>冷暖房等の附属設備</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 市長は、福祉センターの利用が次に掲げる場合は、第9条に定める使用料を免除することができる。 (1) <u>市の機関が主催又は共催して事業を行う場合</u> (2) <u>市内の社会福祉関係団体又はその支部等が主催して事業を行う場合</u> (3) <u>自治会又は公民館が主催して事業を行う場合</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、免除することが必要であると特に認める場合</u> 2 市長は、第9条に定める使用料を減額する必要があると特に認めるときは、当該使用料を減額することができる。 (使用料の不還付) 第12条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</u>	京丹後市久美浜福祉センター条例 平成16年4月1日 条例第130号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>附属設備の冷暖房設備及び暖房器具</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 市長は、<u>公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 市長は、<u>既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>福祉センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> (2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めると</u>

現行	改正案																																																																				
第13条～第16条（略） （利用料金の収受） 第17条（略） 2（略） 3 前項に規定する利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 （委任） 第18条（略） 別表第1(第9条、第17条関係) 久美浜福祉センター使用料 <table><tr><th rowspan="3">施設</th><th>利用区分</th><th colspan="2">使用料(1回につき)</th></tr><tr><th></th><th>昼間(8：30～18：00)</th><th>夜間(18：00～22：00)</th></tr><tr><th></th><th>4時間未満</th><th>4時間以上</th></tr><tr><td>集会場</td><td></td><td>450円</td><td>750円</td></tr><tr><td>会議室</td><td></td><td>300円</td><td>450円</td></tr></table> 別表第2(第10条、第17条関係) 附属設備の使用料 <table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>1時間当たり使用料</th><th>1時間未満使用料</th></tr><tr><td>冷房設備</td><td>一式</td><td>150円</td><td>100円</td></tr><tr><td>暖房設備</td><td>一式</td><td>200円</td><td>150円</td></tr><tr><td>ストーブ(大)</td><td>1台</td><td>90円</td><td>70円</td></tr><tr><td>ストーブ(小)</td><td>1台</td><td>70円</td><td>50円</td></tr><tr><td>ガス器具</td><td>1台</td><td>50円</td><td>30円</td></tr></table>	施設	利用区分	使用料(1回につき)			昼間(8：30～18：00)	夜間(18：00～22：00)		4時間未満	4時間以上	集会場		450円	750円	会議室		300円	450円	設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料	冷房設備	一式	150円	100円	暖房設備	一式	200円	150円	ストーブ(大)	1台	90円	70円	ストーブ(小)	1台	70円	50円	ガス器具	1台	50円	30円	き。 第13条～第16条（略） （利用料金の収受） 第17条（略） 2（略） 3 前項に規定する利用料金の額は、別表_____に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 （委任） 第18条（略） 別表(第9条、第10条、第17条関係) 1 久美浜福祉センター使用料 <table><tr><th rowspan="3">利用施設</th><th rowspan="3">単位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><th>昼間 (8：30～18：00)</th><th>夜間 (18：00～22：00)</th></tr><tr><th></th><th></th></tr><tr><td>集会場</td><td>1時間</td><td>70</td><td>170</td></tr><tr><td>会議室</td><td rowspan="2">1時間</td><td rowspan="2">40</td><td rowspan="2">100</td></tr><tr><td>和室</td></tr></table> 2 附属設備の使用料 <table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>冷暖房設備</td><td>1時間</td><td>利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額</td></tr><tr><td>暖房器具</td><td>1台につき1時間</td><td>50</td></tr></table> 備考 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。）を乗じて得た額とする。 2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用	利用施設	単位	使用料(円)		昼間 (8：30～18：00)	夜間 (18：00～22：00)			集会場	1時間	70	170	会議室	1時間	40	100	和室	設備名	単位	使用料(円)	冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額	暖房器具	1台につき1時間	50
施設		利用区分	使用料(1回につき)																																																																		
			昼間(8：30～18：00)	夜間(18：00～22：00)																																																																	
		4時間未満	4時間以上																																																																		
集会場		450円	750円																																																																		
会議室		300円	450円																																																																		
設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料																																																																		
冷房設備	一式	150円	100円																																																																		
暖房設備	一式	200円	150円																																																																		
ストーブ(大)	1台	90円	70円																																																																		
ストーブ(小)	1台	70円	50円																																																																		
ガス器具	1台	50円	30円																																																																		
利用施設	単位	使用料(円)																																																																			
		昼間 (8：30～18：00)	夜間 (18：00～22：00)																																																																		
集会場	1時間	70	170																																																																		
会議室	1時間	40	100																																																																		
和室																																																																					
設備名	単位	使用料(円)																																																																			
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額																																																																			
暖房器具	1台につき1時間	50																																																																			

現行	改正案
	<u>料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</u> <u>3 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> <u>4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)</u>とする。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市久美浜福祉センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>

京丹後市久美浜公会堂条例(平成16年京丹後市条例第30号)新旧対照表【第11条関係】

現行	改正案
京丹後市久美浜公会堂条例 平成16年4月1日 条例第30号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>冷暖房等の附属設備</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 <u>市長は、公会堂の利用が次に掲げる場合は、第9条に定める使用料を免除することができる。</u> (1) <u>市の機関が主催又は共催して事業を行う場合</u> (2) <u>市内の社会福祉関係団体又はその支部等が主催して事業を行う場合</u> (3) <u>自治会又は公民館が主催して事業を行う場合</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、免除することが必要であると特に認める場合</u> 2 <u>市長は、第9条に定める使用料を減額する必要があると特に認めるときは、当該使用料を減額することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	京丹後市久美浜公会堂条例 平成16年4月1日 条例第30号 第1条～第8条 (略) (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (附属設備の使用料) 第10条 利用者は、<u>附属設備の暖房器具</u>を利用したときは、実費相当分として<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 <u>市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、第9条に規定する使用料及び前条に規定する附属設備の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不還付) 第12条 <u>市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>公会堂の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> (2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>

現行	改正案																		
第13条～第16条（略） （利用料金の収受） 第17条（略） 2（略） 3 前項に規定する利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 （委任） 第18条（略） 別表第1(第9条、第17条関係) 久美浜公会堂の使用料	第13条～第16条（略） （利用料金の収受） 第17条（略） 2（略） 3 前項に規定する利用料金の額は、別表_____に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 （委任） 第18条（略） 別表(第9条、第10条、第17条関係)																		
<table><tr><th>利用時間</th><th>使用料</th></tr><tr><td>(1) 昼間(8：30～18：00)4時間未満</td><td>750円</td></tr><tr><td>(2) 昼間(8：30～18：00)4時間以上</td><td>1,200円</td></tr><tr><td>(3) 夜間(18：00～22：00)</td><td>1,200円</td></tr></table>	利用時間	使用料	(1) 昼間(8：30～18：00)4時間未満	750円	(2) 昼間(8：30～18：00)4時間以上	1,200円	(3) 夜間(18：00～22：00)	1,200円	<table><tr><th>利用時間区分</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>昼間(8：30～18：00)</td><td>1時間</td><td>110</td></tr><tr><td>夜間(18：00～22：00)</td><td>1時間</td><td>270</td></tr></table>	利用時間区分	単位	使用料(円)	昼間(8：30～18：00)	1時間	110	夜間(18：00～22：00)	1時間	270	
利用時間	使用料																		
(1) 昼間(8：30～18：00)4時間未満	750円																		
(2) 昼間(8：30～18：00)4時間以上	1,200円																		
(3) 夜間(18：00～22：00)	1,200円																		
利用時間区分	単位	使用料(円)																	
昼間(8：30～18：00)	1時間	110																	
夜間(18：00～22：00)	1時間	270																	
別表第2(第10条、第17条関係) 附属設備の使用料	2 附属設備の使用料																		
<table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>1時間当たり使用料</th><th>1時間未満使用料</th></tr><tr><td>ストーブ(大)</td><td>1台</td><td>90円</td><td>70円</td></tr><tr><td>ストーブ(小)</td><td>1台</td><td>70円</td><td>50円</td></tr></table>	設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料	ストーブ(大)	1台	90円	70円	ストーブ(小)	1台	70円	50円	<table><tr><th>設備名</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>暖房器具</td><td>1台につき1時間</td><td>50</td></tr></table>	設備名	単位	使用料(円)	暖房器具	1台につき1時間	50
設備名	単位	1時間当たり使用料	1時間未満使用料																
ストーブ(大)	1台	90円	70円																
ストーブ(小)	1台	70円	50円																
設備名	単位	使用料(円)																	
暖房器具	1台につき1時間	50																	
	備考																		
	1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。）を乗じて得た額とする。																		
	2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。																		
	3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。																		
	4 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1																		

現行	改正案
	<u>時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u> <u>5 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市久美浜公会堂条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>